

お手続きのご案内

死亡届出後、戸籍、住民票の反映には5日程かかりますので、市民課及び総合支所へは、できれば5日ほど経ってからお越しいただくと、スムーズに手続きができます。お手続きの際は、必ず本人確認書類(免許証等)をご持参ください。(出張所では手続きできません。)

✓	内容	対象者等	持参物	担当課
	死体火葬許可証・斎場火葬施設使用許可書の訂正	死亡届を閉庁日にされた方	死体火葬許可証、斎場火葬施設使用許可書	市民課 ☎087-894-9218
	印鑑登録証の返還	印鑑登録者	印鑑登録証	
	住民基本台帳カードの返還	カード保有者	住民基本台帳カード	
	相続人代表者指定(変更)届出書	全ての方		税務課 ☎087-894-1118
	固定資産税に係る納税義務者の変更等	固定資産の所有者、固定資産税の納税義務者	※登記は、法務局での手続きが必要です。	
	さぬき市ナンバーの軽自動車(原動機付自転車、農耕用小型特殊自動車等)の名義変更	左記車両の所有者	左記車両のナンバープレート	
	市税振替口座の廃止・変更	振替口座の登録をしている方	廃止の場合は、亡くなった方の認印 変更の場合は、変更登録をする口座の通帳・届出印	国保・健康課 ☎0879-26-9907
	国民年金	受給者または一号被保険者	年金手帳、年金証書、請求者の通帳、 請求者のマイナンバーのわかるもの	
	国民健康保険証・その他証	国民健康保険加入者	被保険者証、限度額認定証 特定疾病医療受療証	
	後期高齢者医療保険証・その他証	後期高齢者医療保険加入者	死亡者の被保険者証等	
	後期高齢者医療保険料還付口座登録		相続人の口座が確認できるもの	
	後期高齢者医療高額医療費			
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の葬祭費	国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者	喪主の通帳、会葬お礼のハガキ	
	介護保険被保険者証・その他証	65歳以上、64歳以下で介護認定を受けている方	被保険者証・その他証	長寿介護課 ☎0879-26-9904
	送付先変更届	65歳以上の被保険者	相続人の口座が確認できるもの	
	介護保険料過誤納金還付口座登録			
	介護保険高額介護サービス費	高額介護サービス費支給該当者	ご遺族の通帳	
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳	手帳所持者	各手帳	障害福祉課 ☎0879-26-9903
	重度心身障害者等医療受給資格者証	資格証保有者	各資格者証・ご遺族の通帳	
	特別児童扶養手当・特別障害者手当・ 障害児福祉手当・心身障害児福祉年金	受給者及び支援対象障害児	遺族様の通帳・死亡診断書の写し (特別児童扶養手当のみ)証書	
	障害者扶養共済	加入者、障害者、年金管理者		
	自立支援医療受給者証(精神通院医療)	受給者	受給者証	
	子ども医療・ひとり親家庭等 医療費助成制度	受給者	資格者証	子育て支援課 ☎0879-26-9905
	児童手当			
	児童扶養手当			
	市営住宅に関する届出	入居者		都市整備課 ☎087-894-1113
	さぬき市墓地に関する届出	使用者(さぬき市営墓地を使用している方)		生活環境課 ☎087-894-1119
	水道使用に関する届出	使用者変更、口座変更		香川県広域水道企業団 東讃ブロック統括センター ☎0879-23-7071